

令和7年4月3日

各 位

宮古市総務部契約管財課長

令和7年度以降の市営建設工事に関する前払金の使途拡大について

標記について、平成28年度から前払金の使途拡大の特例を実施しておりましたが、令和7年度以降、国土交通省直轄工事において特例措置が恒久化されました。

これに伴い、市営建設工事においても特例措置を恒久化することとし、契約書別記の改正を行いましたので、契約締結に際してはあらかじめ内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 使途拡大の内容と上限について

前払金の使途拡大の対象となるのは、現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

2 既に請負契約を締結している工事の前払金にかかる取扱い について

令和7年4月1日前において既に請負契約を締結している工事については、市と受注者で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、使途拡大ができるものとします。

特例措置の適用を希望する場合には、工事名、工事場所、工期を明記した書面（任意様式）にて市担当者に申し出てください。